

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県教育委員会委員長 松村 佳子

## 奈良県教育委員会規則第六号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この規則は」を「この規則は、」に改め、「奈良県立」の下に「の中学校、」を加える。

第五条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

中学校の修業年限は、三年とする。

第五条に次の一項を加える。

3 特別支援学校の修業年限は、幼稚部については一年から三年までの間とし、小学部については六年とし、中学部、高等部及び専攻科については三年とする。

第十三条の二第一項中「第八十六条」を「第八十七条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（併設型中学校及び併設型高等学校における教育課程の実施）

**第十三条の三** 別表第五の上欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）及び

同表の下欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第七十一条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。

2 前項の場合において、併設型中学校及び併設型高等学校において教育課程を編成するときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

第十七条中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）」を「法」に改める。

第二十三条第一項ただし書を削り、同条第三項中「退学は」の下に「、特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き」を、「生徒に」の下に「対して」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

第二十七条の二第一項中「高等学校」を「中学校及び高等学校」に改め、同条第二項中「高等学校」を「中学校の入学者選抜に係る検査及び高等学校」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設中学校の生徒については入学者の選抜を行わないものとする。  
 第三十五条の三第一項中「別表第五」を「別表第六」とする。  
 別表第二奈良県立奈良東養護学校の項を次のように改める。

奈良県立 奈良東養護学校			小学部	知的障害
高等部	中学部	産業		

別表第二奈良県立明日香養護学校の項を次のように改める。

奈良県立 明日香養護学校			小学部	肢体不自由
高等部	中学部	普通	肢体不自由、病弱	

「十津川村立上野地中学校

別表第四中  
 「十津川村立小原中学校  
 十津川村立折立中学校

を「十津川村立十津川中学校」に改める。

十津川村立西川中学校」

別表第五を別表第六とし、別表第四の次に次の一表を加える。

**別表第五**（第十三条の三関係）

併設型中学校名	併設型高等学校名
奈良県立青翔中学校	奈良県立青翔高等学校

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第二に規定する奈良県立奈良東養護学校の高等部の普通科は、この規則による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第二の規定にかかわらず、平成二十八年三月三十一日までの間、なお存続するものとする。